

市会議員各位

神戸市選挙管理委員会  
事務局長 廣瀬 万希子

神戸市長選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関する  
令和3年11月15日付異議の申出及びそれに対する決定について

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙の効力及び当選の効力に関して、次のとおり公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条第1項及び第206条第1項の規定による異議の申出があり、令和3年12月15日の神戸市選挙管理委員会において異議の申出に対する決定を行いましたので、お知らせします。

1 異議申出人及び異議申出書を受領した日

(1) 選挙の効力に関する異議の申出について

小林 香織（選挙人かつ公職の候補者） 令和3年11月15日（月曜）

(2) 当選の効力に関する異議の申出について

小林 香織（選挙人かつ公職の候補者） 令和3年11月15日（月曜）

2 異議の申出の趣旨

(1) 選挙の効力に関する異議の申出について

申出人は、令和3年11月15日付で提起された本件選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出において、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

(2) 当選の効力に関する異議の申出について

申出人は、令和3年11月15日付で提起された本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出において、当選人久元喜造（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

3 異議の申出の理由（令和3年11月30日付申出理由の追加を含む。）

(1) 選挙の効力に関する異議の申出について

① 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について

本件当選人は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する法第136条の2に違反する行為に関わったため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

② 選挙公報の未達について

本件選挙の選挙公報の配布について、次のことがいえ、これらのことが選挙の結果に及ぼす影響は甚大であって、須磨区選挙管理委員会、神戸市選挙管理委員会及び現職の神戸市長であった本件当選人の対応は、本件選挙における有権者の投票行動を妨害し、民主主義の根幹を揺るがす極めて異常な対応であり、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

ア 本件選挙の選挙公報が須磨区内の約19,000世帯に配布されていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約19,000世帯だけではなく、異議申出書添付資料のとおり約20世帯を含め、神戸市内の全区でみられ、未達の範囲はさらに広がるものとする。

イ 須磨区選挙管理委員会は、80,000部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和3年7月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨

区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されると考える。また、80,000部の選挙公報の全戸配布であれば、100万円程度が相場と考えられるところ、500万円もの報酬が支払われていることも異常であり、その異常な作業代金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。

(2) 当選の効力に関する異議の申出について

上記(1)選挙の効力に関する異議の申出についての理由と同一

4 異議の申出に対する決定

(1) 選挙の効力に関する異議の申出について

本件の異議の申出を棄却する。

(2) 当選の効力に関する異議の申出について

本件の異議の申出を棄却する。

5 決定理由の要旨

(1) 選挙の効力に関する異議の申出について（詳細は、別紙1参照）

選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされている。

① 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について

法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、主に選挙管理委員会が選挙の管理執行の手續に関する規定に違反すること等とされており、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為は、これに当たるものではなく、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないとされている。

したがって、本件選挙の無効原因とすることは、できない。

なお、当選人の行為の罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきとされており、当該行為が法の罰則に該当するか否かについては当委員会において判断すべきものではなく、また、仮に法の罰則に該当するものとしても、このような違法は刑事上の責任の原因となるだけであって、法第205条第1項に規定する選挙の規定違反ではなく、選挙無効の原因となるものではない。

② 選挙公報の未達について

選挙公報の配布についての規定は、強行規定と解されているため、選挙公報の未達があったことは、「選挙の規定に違反」するものと認められるものの、本件選挙における当日有権者数が1,248,191人、投票者数が671,357人、投票率が53.79%、有効投票数に占める本件当選人の得票数の割合が67.73%、有効投票数に占める次点の候補者の得票数の割合が10.73%であることを考慮すると、本件当選人の得票数439,749票と次点の候補者の得票数69,648票の差である370,101票を覆すような影響があったとは到底考えられず、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるとはいえない。

したがって、本件選挙の無効原因とすることは、できない。

(2) 当選の効力に関する異議の申出について（詳細は、別紙2参照）

当選の効力に関する争訟において、当選無効の原因となり得る事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されるところ、申出人は、法規定違反に関する事由を理由として本件当選人の当選無効を主張していることから、申出人の主張は採用することができない。

連絡先：神戸市選挙管理委員会事務局 担当：筑田、那須 直通：322-5816 内線：6514
--

## (参考) 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) (抄)

**第136条の2** 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

(略)

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

三 その地位を利用して、第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し出、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申し出、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

(略)

**第170条** 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するものとする。

(略)

**第172条の2** 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

(略)

**第202条** 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その**選挙の効力**に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

(略)

**第205条** 選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

(略)

**第206条** 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその**当選の効力**に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

(略)

**第213条** 本章に規定する争訟については、異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から30日以内に、審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から60日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から100日以内に、これをするように努めなければならない。

(略)

## **第239条の2** (略)

2 第136条の2の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(略)

(当選人の選挙犯罪による当選無効)

**第251条** 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪(第235条の6、第236条の2、第245条、第246条第2号から第9号まで、第248条、第249条の2第3項から第5項まで及び第7項、第249条の3、第249条の4、第249条の5第1項及び第3項、第252条の2、第252条の3並びに第253条の罪を除く。)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

## 決 定 書

神戸市垂水区小東山本町2丁目10番7号  
異議申出人 小林 香織 (53歳)

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和3年11月15日付で提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（令和3年11月30日付申出理由の追加を含む。）について、神戸市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件の異議の申出を棄却する。

## 異議の申出の要旨

申出人は、令和3年11月15日付で提起された本件選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出において、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

### 1 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について

当選人久元喜造（以下「本件当選人」という。）は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第136条の2に違反する行為に関わったため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

### 2 選挙公報の未達について

本件選挙の選挙公報の配布について、次のことがいえ、これらのことが選挙の結果に及ぼす影響は甚大であって、須磨区選挙管理委員会、当委員会及び現職の神戸市長であった本件当選人の対応は、本件選挙における有権者の投票行動を妨害し、民主主義の根幹を揺るがす極めて異常な対応であり、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

- (1) 本件選挙の選挙公報が須磨区内の約19,000世帯に配布されていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約19,000世帯だけではなく、

添付資料のとおり約 20 世帯を含め、神戸市内の全区でみられ、未達の範囲はさらに広がるものとする。

- (2) 須磨区選挙管理委員会は、80,000 部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和 3 年 7 月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されると考える。また、80,000 部の選挙公報の全戸配布であれば、100 万円程度が相場と考えられるところ、500 万円もの報酬が支払われていることも異常であり、その異常な作業代金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。

## 決定の理由

当委員会は、この異議の申出につきその要件を審査し、適法なものとして認められたのでこれを受理し、審理した。その結果は次のとおりである。

### 1 選挙無効に係る要件について

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第 205 条第 1 項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされている。

法第 205 条第 1 項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決）するものとされている。

また、法第 205 条第 1 項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定について「違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（昭和 29 年 9 月 24 日最高裁判所判決）とされている。

決定に当たっては、このような観点から、申出人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断する。

## 2 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について

申出人は、「本件当選人は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する法第 136 条の 2 に違反する行為に関わったため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。」と主張している。

「選挙の規定に違反すること」については、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」(昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決) とされている。

なお、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき」(平成 4 年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決) とされており、当該行為が法の罰則に該当するか否かについては当委員会において判断すべきものではなく、また、仮に法の罰則に該当するものとしても、このような違法は刑事上の責任の原因となるだけであつて、法第 205 条第 1 項に規定する選挙の規定違反ではなく、選挙無効の原因となるものではない。

もっとも、このような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならぬことも考えられないではない。」(昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決) とされており、その特段の事態を生じた場合とは、「例えば、官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称する」(昭和 30 年 8 月 26 日大阪高等裁判所判決) と解されている。こうした観点から申出人の主張を考慮したとしても、本件選挙において選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたような特段の事態が生じたと認めるに足る事実はなく、選挙の自由公正が失われたということはできないため、本件選挙が無効とされる場合に当たるとはいえない。

したがって、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止については、「選挙の規定に違反」するものと認めることができず、本件選挙の無効原因とすることはできない。

### 3 選挙公報の未達について

- (1) 申出人は、「本件選挙の選挙公報が須磨区内の約 19,000 世帯に配布されていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約 19,000 世帯だけではなく、添付資料のとおり約 20 世帯を含め、神戸市内の全区でみられ、未達の範囲はさらに広がるものと考え。」と主張している。

この内容については、別紙「須磨区における令和 3 年 10 月 31 日執行 神戸市長選挙等に係る選挙公報の未配布」のとおりであり、申出人の主張するとおり、須磨区内の約 19,000 世帯に選挙公報が配布されていなかった。

本件選挙の選挙公報の配布については、神戸市選挙公報発行条例（昭和 38 年神戸市条例第 33 号。以下「本条例」という。）第 5 条が「選挙公報は、市選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに、配布するものとする。」と規定する。

本条例は、法第 172 条の 2 により法第 170 条の規定に準じることとされているが、同条では「選挙公報は、」「当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、」「配布するものとする。」と規定されており、これは配布しなければならないという意で強行規定と解されている。

したがって、本件選挙においては、選挙公報は選挙人名簿に登録された者の属する全ての世帯に対して、配布されなければならないと解するのが相当である。

この点において、前述のとおり、約 19,000 世帯に選挙公報の未達があったことは、本条例第 5 条の規定に違反しており、「選挙の規定に違反」するものと認められる。

次に、この未達が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるか否かについて検討する。

選挙において、選挙人が候補者を選択する基準には多種多様なものがあり、選挙公報もその一つといえるが、「選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によつて行われるかは、各人各様」（昭和 39 年 12 月 10 日最高裁判所判決）であり、仮に選挙公報が未達であった世帯に配布されていた場合に、各候補者の得票状況や投票率への影響が具体的にどのように生じるのかについて、断定することはできない。しかしながら、選挙公報が未達であった世帯の選挙人についてのみ投票率や各候補者の得票率が大きく異なる可能性は認めがたいと解することが相当であり、本件選挙における当日有権者数が 1,248,191 人、投票者

数が 671,357 人、投票率が 53.79%、有効投票数に占める本件当選人の得票数の割合が 67.73%、有効投票数に占める次点の候補者の得票数の割合が 10.73%であることを考慮すると、申出人が主張する須磨区内の約 19,000 世帯及び添付資料に記載の 15 世帯に加え、仮に他の一部の地域又は世帯において、選挙公報の未達があったとしても、本件当選人の得票数 439,749 票と次点の候補者の得票数 69,648 票の差である 370,101 票を覆すような影響があったとは到底考えられない。

- (2) 申出人は、「須磨区選挙管理委員会は、80,000 部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和 3 年 7 月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されると考える。また、80,000 部の選挙公報の全戸配布であれば、100 万円程度が相場と考えられるところ、500 万円もの報酬が支払われていることも異常である。」と主張している。

上記主張は、選挙公報の配布に係る契約の相手方の選定、契約の方法及び契約の金額について、指摘するものであるが、上述のとおり選挙公報の未達が「選挙の規定に違反」するのであって、選挙公報の配布に係る契約の相手方の選定、契約の方法及び契約の金額はそれ自体としては「選挙の規定に違反」するものではない。

また、申出人は、「その異常な作業代金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。」と主張しているが、この主張は、何らの根拠もなく、申出人の憶測に過ぎない。

以上のことから、選挙公報の未達については、「選挙の規定に違反」するものと認められるものの、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるとはいえないため、本件選挙の無効原因とすることはできない。

#### 4 まとめ

よって、当委員会は、法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により主文のとおり決定する。

令和 3 年 12 月 15 日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

## 須磨区における令和3年10月31日執行 神戸市長選挙等に係る選挙公報の未配布

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査において、下記のとおり選挙公報が未配布であったことが判明しましたので、報告します。

### 1 未配布の状況

須磨区内の約19,000世帯

※下記地域の一部または全部

(妙法寺字、清水台、道正台、菅の台、竜が台、友が丘、中落合、東落合、西落合、神の谷、北落合、白川字、南落合、横尾、多井畑字、多井畑東町、多井畑南町、一ノ谷町、千守町、青葉町、大手字、大手町)

### 2 経緯

選挙公報の配布は、事業者（ジャパンレントオール（株）：本社・神戸市西区）に委託し実施した。選挙期間中及び選挙終了後に区民から未配布との連絡を複数受けたため、調査していた。

11月24日、当該事業者からの報告により、多数の選挙公報が同事業者内に残置されていること、及び本区に虚偽の報告をしていたことが判明した。

当該事業者に確認したところ、配布期間内での配布が困難となり、多数の残部数がありながら配布済との虚偽の報告を行ったとの言及があった。

また、7月18日執行の兵庫県知事選挙において、当業務を初めて同事業者に委託したが、約1万部が事業者内に残置され（現在は廃棄）、本区に虚偽報告していたことも合わせて判明した。

## 決 定 書

神戸市垂水区小東山本町2丁目10番7号  
異議申出人 小林 香織 (53歳)

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和3年11月15日付で提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する異議の申出（令和3年11月30日付申出理由の追加を含む。）について、神戸市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件の異議の申出を棄却する。

## 異議の申出の要旨

申出人は、令和3年11月15日付で提起された本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出において、当選人久元喜造（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

### 1 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について

本件当選人は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第136条の2に違反する行為に関わったため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

### 2 選挙公報の未達について

本件選挙の選挙公報の配布について、次のことがいえ、これらのことが選挙の結果に及ぼす影響は甚大であって、須磨区選挙管理委員会、当委員会及び現職の神戸市長であった本件当選人の対応は、本件選挙における有権者の投票行動を妨害し、民主主義の根幹を揺るがす極めて異常な対応であり、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

- (1) 本件選挙の選挙公報が須磨区内の約19,000世帯に配布されていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約19,000世帯だけではなく、

添付資料のとおり約 20 世帯を含め、神戸市内の全区でみられ、未達の範囲はさらに広がるものとする。

- (2) 須磨区選挙管理委員会は、80,000 部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和 3 年 7 月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されると考える。また、80,000 部の選挙公報の全戸配布であれば、100 万円程度が相場と考えられるところ、500 万円もの報酬が支払われていることも異常であり、その異常な作業代金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。

#### 決定の理由

当委員会は、この異議の申出につきその要件を審査し、適法なものと認めたのでこれを受理し、審理した。その結果は次のとおりである。

##### 1 当選の無効に係る主張について

およそ当選の効力に関する争訟においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提とし、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容—たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効投票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定—に違法があること」（昭和 30 年 9 月 29 日大阪高等裁判所判決）を主張して争うものとされている。

このように、当選の効力に関する争訟において、当選無効の原因となり得る事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されるころ、申出人は、本件法規定違反に関する事由を理由として、本件当選人の当選無効を主張していることから、申出人の主張は採用することができない。

なお、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止については、法第 251 条において、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められていることから、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられる

ことのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされている。

## 2 選挙の無効について

法第209条は、当選の効力に関する異議の申出があった場合においても、その選挙が法第205条第1項の場合に該当するとき、すなわち、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないと規定していることから、本件選挙が無効となるか否かについても、職権により審理した。

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされている。

法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)するものとされている。

また、法第205条第1項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定について「違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」(昭和29年9月24日最高裁判所判決)とされている。

このような観点から、申出人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断する。

## 3 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について

申出人は、「本件当選人は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する法第136条の2に違反する行為に関わつたため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。」と主張している。

「選挙の規定に違反すること」については、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるもの

ではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する  
場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこ  
れら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙  
を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからで  
ある。」(昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所判決)とされている。

なお、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑  
事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき」(平成 4 年 12 月 17  
日名古屋高等裁判所判決)とされており、当該行為が法の罰則に該当するか  
否かについては当委員会において判断すべきものではなく、また、仮に法の  
罰則に該当するものとしても、このような違法は刑事上の責任の原因となる  
だけであつて、法第 205 条第 1 項に規定する選挙の規定違反ではなく、選挙  
無効の原因となるものではない。

もっとも、このような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般  
がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合に  
は、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければ  
ならないことも考えられないではない。」(昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所  
判決)とされており、その特段の事態を生じた場合とは、「例えば、官憲その  
他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため  
到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある  
場合を指称する」(昭和 30 年 8 月 26 日大阪高等裁判所判決)と解されている。  
こうした観点から申出人の主張を考慮したとしても、本件選挙において選挙  
人全般の自由な判断による投票が阻害されたような特段の事態が生じた  
と認めるに足りる事実はなく、選挙の自由公正が失われたということは  
できないため、本件選挙が無効とされる場合に当たるとはいえない。

したがって、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止については、「選挙  
の規定に違反」するものと認めることができず、本件選挙の無効原因とする  
ことはできない。

#### 4 選挙公報の未達について

- (1) 申出人は、「本件選挙の選挙公報が須磨区内の約 19,000 世帯に配布され  
ていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約 19,000 世帯だ  
けではなく、添付資料のとおり約 20 世帯を含め、神戸市内の全区でみら  
れ、未達の範囲はさらに広がるものとする。」と主張している。

この内容については、別紙「須磨区における令和 3 年 10 月 31 日執行 神  
戸市長選挙等に係る選挙公報の未配布」のとおりであり、申出人の主張す

るとおり、須磨区内の約 19,000 世帯に選挙公報が配布されていなかった。

本件選挙の選挙公報の配布については、神戸市選挙公報発行条例（昭和 38 年神戸市条例第 33 号。以下「本条例」という。）第 5 条が「選挙公報は、市選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに、配布するものとする。」と規定する。

本条例は、法第 172 条の 2 により法第 170 条の規定に準じることとされているが、同条では「選挙公報は、」「当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、」「配布するものとする。」と規定されており、これは配布しなければならないという意で強行規定と解されている。

したがって、本件選挙においては、選挙公報は選挙人名簿に登録された者の属する全ての世帯に対して、配布されなければならないと解するのが相当である。

この点において、前述のとおり、約 19,000 世帯に選挙公報の未達があったことは、本条例第 5 条の規定に違反しており、「選挙の規定に違反」するものと認められる。

次に、この未達が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるか否かについて検討する。

選挙において、選挙人が候補者を選択する基準には多種多様なものがあり、選挙公報もその一つといえるが、「選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によつて行われるかは、各人各様」（昭和 39 年 12 月 10 日最高裁判所判決）であり、仮に選挙公報が未達であった世帯に配布されていた場合に、各候補者の得票状況や投票率への影響が具体的にどのように生じるのかについて、断定することはできない。しかしながら、選挙公報が未達であった世帯の選挙人についてのみ投票率や各候補者の得票率が大きく異なる可能性は認めがたいと解することが相当であり、本件選挙における当日有権者数が 1,248,191 人、投票者数が 671,357 人、投票率が 53.79%、有効投票数に占める本件当選人の得票数の割合が 67.73%、有効投票数に占める次点の候補者の得票数の割合が 10.73%であることを考慮すると、申出人が主張する須磨区内の約 19,000 世帯及び添付資料に記載の 15 世帯に加え、仮に他の一部の地域又は世帯において、選挙公報の未達があったとしても、本件当選人の得票数 439,749 票と次点の候補者の得票数 69,648 票の差である 370,101 票を覆すような影響があったとは到底考えられない。

(2) 申出人は、「須磨区選挙管理委員会は、80,000部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和3年7月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されると考える。また、80,000部の選挙公報の全戸配布であれば、100万円程度が相場と考えられるところ、500万円もの報酬が支払われていることも異常である。」と主張している。

上記主張は、選挙公報の配布に係る契約の相手方の選定、契約の方法及び契約の金額について、指摘するものであるが、上述のとおり選挙公報の未達が「選挙の規定に違反」するのであって、選挙公報の配布に係る契約の相手方の選定、契約の方法及び契約の金額はそれ自体としては「選挙の規定に違反」するものではない。

また、申出人は、「その異常な作業代金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。」と主張しているが、この主張は、何らの根拠もなく、申出人の憶測に過ぎない。

以上のことから、選挙公報の未達については、「選挙の規定に違反」するものと認められるものの、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるとはいえないため、本件選挙の無効原因とすることはできない。

## 5 まとめ

よって、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年12月15日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

## 須磨区における令和3年10月31日執行 神戸市長選挙等に係る選挙公報の未配布

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査において、下記のとおり選挙公報が未配布であったことが判明しましたので、報告します。

### 1 未配布の状況

須磨区内の約19,000世帯

※下記地域の一部または全部

(妙法寺字、清水台、道正台、菅の台、竜が台、友が丘、中落合、東落合、西落合、神の谷、北落合、白川字、南落合、横尾、多井畑字、多井畑東町、多井畑南町、一ノ谷町、千守町、青葉町、大手字、大手町)

### 2 経緯

選挙公報の配布は、事業者（ジャパンレントオール（株）：本社・神戸市西区）に委託し実施した。選挙期間中及び選挙終了後に区民から未配布との連絡を複数受けたため、調査していた。

11月24日、当該事業者からの報告により、多数の選挙公報が同事業者内に残置されていること、及び本区に虚偽の報告をしていたことが判明した。

当該事業者に確認したところ、配布期間内での配布が困難となり、多数の残部数がありながら配布済との虚偽の報告を行ったとの言及があった。

また、7月18日執行の兵庫県知事選挙において、当業務を初めて同事業者に委託したが、約1万部が事業者内に残置され（現在は廃棄）、本区に虚偽報告していたことも合わせて判明した。